

フランス最新法令情報

Smic の見直し: 1.81%増

物価水準にスライドさせる形で、毎年、法定最低賃金(Smic)の見直しが行われます。消費者物価指数が2%上昇すると自動的に Smic も引き上げられる仕組みとなっています。

ウクライナ情勢を発端とする物価高騰は根強く続いており、前年同月比のインフレ率は、11月においては6.2%、12月においては5.9%の上昇となりました。一方、低所得層世帯の1/5が、物価高騰を強く感じているとの世論調査もあります。これを踏まえ、2023年1月の引き上げ率は1.81%となりました。

この結果、基本月給 (グロス) 1,709.28 € (手取り 1,353.07 €) となり、Smic の対象従業員の購買力 は 24 € (日本円で約 3,400 円) 増 加することになります。

競争法及び消費者法違反の 企業名公表措置の導入

市場へのアクセス制限や市場分配を 目的としたカルテルなどが行われ、 それによりフランス国内市場の透明 性や公正性が損なわれた場合、違反 行為に関与したそれぞれの企業の売



実質的受益者の公表方法について 加盟国は見直しを検討

欧州司法裁判所(CJEU、本部ルクセンブルグ)は、2022年11月22日付判決(C-37/20、C-601/20)により、実質的受益者の身元を一般に公表することは、EU基本憲章が保証するプライバシー権及び個人情報の保護を侵害すると判断しました。

実質的受益者とは、①直接的又は間接的に、ある法人の議決権又は株式を 25%超保有する自然人、あるいは、②経営陣の選任や解任などについて決定権を有する自然人を意味します。

加盟各国は、2015 年 5 月 20 日付のマネーロンダリング又はテロ資金調達の目的での金融システムの使用の防止に関する EU 指令(2015/849)にもとづき、開示請求が正当だと判断できる場合、実質的受益者の「氏名、生まれた年と月、居住国及び国籍並びに関与の形態」に関する情報の公表を義務付けています(必要最小限情報)。同 EU 指令は 2018 年に改定され、以降は、何人も、無制限に、実質的受益者データベースにアクセスすることが可能となりました。この結果、特定の個人の資産状況を知るためにデータベースが興味本位で利用されたり、取得した情報がクラ

上高が 5,000 万ユーロを超えず、かつ、関与会社全体の売上高が 2 億ユーロを超えないとき、競争・消費・詐欺防止総局(DGCCRF) の職員は違反行為の中止を命令し、当局との示談を提案することができます。さらに、違反を犯した企業名の公表も可能となります。

同じく、取引関係の透明化に関する 規則(一般取引条件、支払期限、原 価割れ販売、不公正な取引方法など) への違反、及び、消費者保護を目的 とした規則への違反についても、是 正命令を受けた企業名公表が可能と なります。

公表は、違反行為の一部又は全部の 発表や声明書(コミュニケ)の形式 で行われます。

更に、不正なオンラインコンテンツが発覚した場合、当局は、違反の程度に応じて、プラットフォーマーやインターネットサービスプロバイダ(ISP)に対して、インターネットアクセスを遮断するなどの是正命令を発令し、違反企業名を公表することができます。

不正サイトへのアクセスが遮断される場合、プラットフォーマーや ISP にサイトを訪れたユーザーを当局ウェブサイトの所定ページに自動的に転送させる措置(リダイレクト)を講じさせ、デジタルコンテンツにアクセスできない理由を説明することになります。

上高が 5,000 万ユーロを超えず、か ウドを含む記録媒体に長期保存されたり、SNS をはじめとする つ、関与会社全体の売上高が 2 億ユ メディアに伝播されたりする事態が生じました。

本事件の発端は、ルクセンブルグ法人が、実質的受益者データベースを管理する当局に対して、自社の実質的受益者に関する情報開示に制限を設けるように裁判所に請求したことです。ルクセンブルグ当局は、「個人の生年月日、(個人又は職業上の)居住地、出生地、身元識別番号(外国人の場合は外国人登録番号)」についても公表していました。原告が、実質的受益者データベースの公表が、EU 基本憲章が保障する基本的人権及び個人情報の取扱いに違反すると主張したため、受訴裁判所が CJEU の先行判決を求めたものです。

CJEU は、まず、個人を特定できる情報が公表されていることは、 EU 基本憲章第7条で保障するプライバシー権の侵害にあたり、 同憲章第8条に定める個人情報の取扱いに該当するとしました。

次に、EU 基本憲章への違反を正当化する事由については、当該 EU 指令がマネーロンダリングを防止していることから、「公の 利益のための措置」だと認めたものの、資金洗浄の取締りは、本来、行政当局や金融機関が率先して行うものであることを考慮すると、何人であれ、個人を特定する情報を無制限で取得できる仕組みは、比例原則にもとづき、不均衡な基本的人権の侵害だと判断しました。

ルクセンブルグ当局は、CJEU 大法廷の判決を受け、実質的受益者照会サイトを一時的に閉鎖しました。現時点で同サービスは再開されていますが、アクセスが認められるのは金融機関、保険会社、年金機構、公証人や弁護士などの法律専門家、公認会計士など財務専門家、不動産業者などに携わる者に限られ、事前登録手続完了後でなければ同サービスを利用できない仕組みに変更されています。

フランス当局は、2023 年 1 月のコミュニケにおいて CJEU 判決 に触れ、実質的受益者データベースへのアクセス方法を検討する と発表しました。フランスの場合、そもそも必要最小限情報のみ が公表されていることから、オンラインで、無制限で、データベースにアクセスできる状態が保たれています。

フランス出向と社会保険制度:日仏社会保障協定にもとづく フランス社会保険への加入免除が認められないケース

日本企業がフランスに所在するグループ企業に社員を出向させる場合、渡仏前に、管轄の社会保険事務所にて適用証明書を発行してもらうことにより、最長 5 年を限度にフランス現地の社会保険制度加入が免除されます。しかし、下記のトゥールーズ控訴院 2022 年 12 月 16 日付判例のように、免除が認められず追徴となるケースもありますので、慎重な対応が求められます。

日本人の A 氏は日本法人の B 社の社員でした。2009 年 9 月 1 日付で、B 社の傘下にあるフランス法人 C 社に出向(派遣)することが決まり、受け入れ先企業 C 社と雇用契約を締結し、そこには、予定する出向期間が 3 年であり、2012 年 8 月末日で出向は終了すると記載されていました。出向期間満了が近づいた2012 年 8 月に A 氏と C 社間の 2009 年雇用契約への変更契約が締結され、出向期間は 2012 年 9 月から2024 年 6 月まで延長されました。

2015 年初めに URSSAF (社会保障・家族手当掛金回収連合、社会保険料の徴収機関です) の調査が C 社に入った際に A 氏の社会保険料が未納であることが発覚しました。社会保険料の除斥期間は 3 年(暦年で計算)ですので、C 社は、直近 3 年分(すなわち 2012 年 1 月から 2014 年 12 月までの期間)の雇用者負担未納分と延滞税の支払を命じられました。

追徴処分を受けた C 社は、「A 氏はグループ企業内派遣者として、日仏社会保険協定にもとづき出向している。グループ企業内派遣の場合、出向先での社会保険料は最長で 5 年間免除される。実際、B 社は、2012年から 2014年までの期間も、A 氏が C 社から受領した報酬(給与及び現物支給)をベースに算出した社会保険料を日本の社会保険事務所に納付している。このため、上記期間についてフランスでの社会保険料納付義務はない。」と反論しました。しかし、第一審である社会保障事件裁判所は、URSSAFの請求を全面的に認め、C 社に対して、2012年1月から 2014年12月までの社会保険料全額を支払う判決を言い渡しました。本判決は、同事件の控訴審の判決です。

控訴審は、まず、2005年の日仏社会保障協定第6条に「5年を超えない範囲で『見込まれる出向(派遣)期間』について社会保険料支払義務免除が適用され」こと、そして、「同じ出向者が免除の適用を受けるためには、直近の就労期間が終了した時点から次の就労期間が開始する時点まで1年が経過していることを条件にする」と定められていることを指摘しました。

それを踏まえて、2009 年 9 月 1 日から 2012 年 8 月 31 日までの当初から出向が見込まれていた期間については、出向者(派遣者)として、日仏社会保障協定にもとづき、就労国であるフランスにおいて社会保険料の納付免除を認めるとしました。しかし、2009 年雇用契約への変更契約が 2012 年 8 月に締結され、同年 9 月から発効したことにより、適用証明書発行時の同氏の立場に変更が生じたと判断し、その結果、2012 年 9 月 1 日から 2014 年 12 月 31 日までの期間については、フランスにおいて社会保険料納付義務が発生するとの見解を示し、URSSAF の主張を一部認容する判決を言い渡しました。

今回のケースは、雇用契約への変更契約が発効したことにより、出向者としての立場に変更が生じてしま

い、その結果、適用証明の適用が終了したケースで、注意が必要です。

支払遅延の回収手数料 40 ユーロについて欧州司法裁判所が見解を示しました

債権者は、2011年2月11日付EU指令(2011/7/UE)に従って、支払遅延があった場合、契約上の遅延損害金に加えて、債権回収手数料として40ユーロの固定額を請求することができます(フランス商法典第 L. 441-10条、第 D.441-5条)。同一の契約から複数の発注書が発行されるような場合(受注ごとに請求書を発行する仕入取引や毎月定額料の請求を受ける継続的サービス契約など)、①支払期日が経過した請求書を発行する仕入取引や毎月定額料の請求できるのか、又は、②原契約は一つなので、すべての未払請求書について40ユーロしか請求できないのか、ドイツとポーランドの裁判所から欧州裁判所に照会が入りました。

2022 年 12 月 1 日付の先行判決 2 件(C-370/21、C-419/21)により、債権者は、支払期限を経過した それぞれの請求書について 40 ユーロを請求できるとの見解を示しました。

フレンチデスク コンタクト

東京オフィス	パリオフィス
ル ドゥサール・デヴィ	千田 多美
(パリ弁護士会所属/東京弁護士会登録)	(パリ弁護士会所属)
A 807	
今野ブデン 泰子 (パリ弁護士会所属)	Email: francelaw@tmi.gr.jp
TMI 総合法律事務所	
〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1	
六本木ヒルズ森タワー23階	
Email: francelaw@tmi.gr.jp	
Tel: 03-6438-5511	

本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としており、当事務所の法的アドバイスを提供するものでは ありません。本ニュースレターの受信者は、必要に応じて、弁護士のアドバイスをお受けいただきますよう、お願い申 し上げます。